

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年7月21日)

## 【件名】

- 1 大雨による被害状況について  
(防災チーム、福祉保健課) …… 別紙
- 2 ジョブコーチセミナー・とっとりの開催について  
(障がい福祉課) …… 1
- 3 「あいサポート企業・団体」の認定(第2回)について  
(障がい福祉課) …… 2
- 4 「圏域型特別養護老人ホーム施設整備計画の公募について」  
(長寿社会課) …… 4
- 5 「子育て王国とっとり実現プロジェクトチーム」会議(第2回)について  
(子育て支援総室) …… 6
- 6 児童相談所のあり方検討にかかる有識者会議の開催について  
(子育て支援総室) …… 7
- 7 3府県共同公立豊岡病院ドクターヘリの運航状況について  
(医療政策課) …… 12
- 8 市町村国保の広域化等支援方針の策定について  
(医療指導課) …… 13
- 9 がん検診受診率向上シンポジウムの開催について  
(健康政策課) …… 14

福祉保健部

## ジョブコーチセミナー・とっとりの開催について

平成22年7月21日  
障がい福祉課

障がいのある方の就労支援を行う人材を育成し、県内の障がい者雇用の促進を図ることを目的に、NPO法人ジョブコーチ・ネットワーク（理事長 小川浩氏）による「ジョブコーチセミナー」を本県に誘致し、次のとおり開催します。

### 記

- 1 名称 J C-N E T ジョブコーチセミナー・とっとり
- 2 会場 米子コンベンションセンター（米子市末広町74）
- 3 主催 鳥取県／障害者就業・生活支援センターしゅーと
- 4 共催 NPO法人ジョブコーチ・ネットワーク／障がいのある方の就労支援をすすめる会
- 5 開催日及び内容
  - (1) 基礎セミナー（8月7日（土）午後0時30分から5時15分まで）  
「これからの就労支援ジョブコーチとは」「アセスメントからジョブマッチング」  
「職場における集中的支援」など
  - (2) 実践セミナー（8月8日（日）午前9時15分から午後4時15分まで）  
「企業との調整・交渉」（講義・演習）  
「わかりやすく教える技術」（講義・演習）
- 6 講師 小川 浩 氏（大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科・教授）  
酒井 大介 氏（社会福祉法人加島友愛会）  
千田 若菜 氏（ながやまメンタルクリニック）  
濱田 和秀 氏（NPO法人クロスジョブ堺）
- 7 対象 福祉施設職員、特別支援教育に携わる教職員、就労支援機関職員、医療・保健・福祉機関職員、企業関係者、障がい当事者、家族、学生、障がい者の就労支援に関心のある方（特別な受講資格は必要ありません。）
- 8 募集人数 基礎セミナー100名程度、実践セミナー30名
- 9 参加費 1,500円

#### 【参考1：ジョブコーチ】

障がいのある方が働く職場に出向いて、作業効率やコミュニケーション等の課題を改善し、職場に円滑に適應するためのきめ細かな支援を行うもの。

#### 【参考2：NPO法人ジョブコーチ・ネットワーク】

障がいのある方が、能力を最大限に発揮し、職場で働ける社会の実現を目指し、就労支援の情報発信、ネットワークづくり、人材養成を行う組織。

厚生労働省が民間によるジョブコーチ養成研修機関第1号として指定。

#### 【参考3：福祉施設からの一般就労移行者数の推移】

	H19年度	H20年度	H21年度
一般就労移行者数	27人	18人	58人

※就労継続支援A型事業所での新規雇用、トライアル雇用を含む。

# 「あいサポート企業・団体」の認定（第2回）について

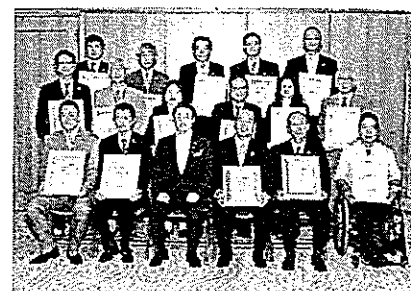
平成22年7月21日  
障がい福祉課

県では、「あいサポーター」の理念の普及促進を図り、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現するために取り組む運動（「あいサポート運動」）にご協力いただける企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定する制度を平成22年1月15日に創設し、2月1日に認定証を授与したところです。

このたび、その後に認定を行った16の企業・団体に対して、下記のとおり知事が認定証を授与しました。

## 記

- 1 日時 6月25日（金）午前11時30分から正午まで
- 2 場所 知事公邸 第1応接室（鳥取市東町一丁目133番地）
- 3 内容 認定証の授与、知事祝辞、記念撮影、意見交換会
- 4 今回認定証を授与した企業・団体



認定番号	企業・団体名	業種等
第18号	鳥取県介護福祉士会	福祉
第19号	NPO 法人就労支援センター和貴の郷	障害福祉サービス事業所
第20号	株式会社戸信	卸小売業
第21号	ごうぎんシステムサービス株式会社	コンピュータシステムの運用等
第22号	株式会社LASSIC	ソフトウェア受託業務等
第23号	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	社会福祉業
第24号	特定非営利活動法人このゆびと一まれ	障害福祉サービス事業所
第25号	大東管材株式会社	管機等販売
第26号	シュガーナックルボクシングジム	スポーツジムの経営
第27号	介護老人福祉施設美和あすなろ	介護老人福祉施設
第28号	社会福祉法人四ツ葉福祉会	障がい者支援事業
第29号	日ノ丸自動車株式会社	旅客自動車運送事業
第30号	鳥取県車椅子バスケットボール協会	車椅子バスケットボールの普及等
第31号	財団法人鳥取県体育協会	スポーツの振興及び施設の管理運営
第32号	社団法人恵清会	障がい者支援、手話通訳講習
第33号	株式会社ルートシー	警備業

## 参考

### 1 「あいサポーター」とは

障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現するため、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること及び障がいのある方への必要な配慮等を理解し、障がいのある方に、手助けや配慮を実践する者

### 2 「あいサポート企業・団体」認定制度の概要

#### (1) 目的

「あいサポーター」の普及等に取り組む企業又は団体を、「あいサポート企業・団体」として認定し、「あいサポート運動」を推進する。

#### (2) 認定を行う企業又は団体

「あいサポート運動」を進めるため、職員を対象とした「あいサポーター研修」に取り組むとともに、その他、例えば次の取組みを行おうとする企業又は企業以外の法人、事業所及びその他の規約及び代表者を定めた団体を「あいサポート企業」又は「あいサポート団体」として認定する。

- ・職員へのあいサポートバッジの着用の推奨
- ・職員へのパンフレット「障がいを知り、共に生きる」を読むことの推奨
- ・事業所・店舗・社用車で認定ステッカーの貼付け、チラシ等の配布
- ・自社の広報物、ホームページでの「あいサポート運動」掲載
- ・自社機関誌での、職員の障がいのある方への取組み紹介

#### (3) 募集の方法

県のホームページにより募集

(ホームページアドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=123084>)

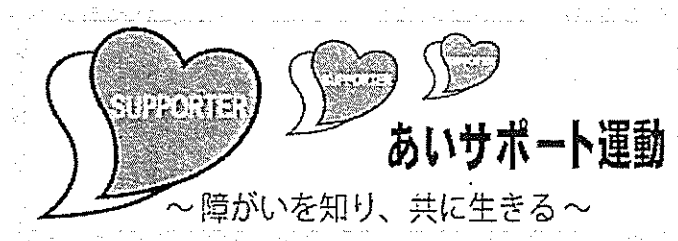
### 3 これまでに認定を行ったあいサポート企業・団体 17企業・団体

(株)山陰合同銀行、東京海上日動火災保険(株)鳥取支社、(株)今井書店グループ、(医)養和会、(社)鳥取県医師会、(有)とうふ工房雨滝、(社福)鳥取県社会福祉協議会、(株)鳥取銀行、ジブラルタ生命保険(株)鳥取支社、(社福)養和会、(有)エムシーエス、(有)メディフード、千代三洋工業(株)、イオンリテール(株)西日本カンパニー山陰事業部ジャスコ鳥取北店、同ジャスコ日吉津店、同ジャスコ鳥取店、同ジャスコ津ノ井店

### 4 あいサポーターの数（平成22年7月1日現在） 18,307人

### 5 鳥取県における障がいのある方の数

約49,100人（身体障がいのある方約32,400人、知的障がいのある方約4,600人、精神障がいのある方約11,100人、発達障がいのある児童・生徒約1,000人）



# 圏域型特別養護老人ホーム施設整備事業計画案の公募について

平成22年7月21日  
長寿社会課

特別養護老人ホームの在宅待機者の解消を図るため、「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（平成21～23年度）」を変更し、県東部圏域における広域的な特別養護老人ホームの施設サービスの目標量を70床増としました。

これを受けて、平成22年6月30日、第4期鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定・推進委員会で選定基準について協議し、平成22年7月12日より公募を開始しました。

## 1 選定にあたっての考え方

### (1) 選定対象施設

- ①建設予定地の市町長の同意があること
- ②近隣住民の理解が得られていること
- ③県内に主たる事務所を置く社会福祉法人で、法令を順守していること

## 2 優先順位の考え方

### (1) 基本的事項

- ①市町の介護保険事業計画及び老人福祉計画と整合が図られていること
- ②特別養護老人ホーム等の施設整備が遅れている地域を優先
- ③待機者の多い地域を優先

### (2) 施設の特徴について

- ①全室ユニット型個室の整備を評価
- ②在宅サービス事業を新たに併設する整備を評価
- ③在宅支援のための地位づけが明確な地域であり、保健医療サービスや在宅サービスとの連携により在宅介護への支援が期待できる整備を評価
- ④地域との交流を図る整備を評価
- ⑤入所者処遇の向上に向けて特徴のある施設整備を評価
- ⑥既存特別養護老人ホームの経営効率の改善が期待できる整備を評価

## 3 施設整備に伴う補助予算額

157,500千円（@2,250千円/床 補助対象経費の1/2以内）

## 4 今後の日程(予定)

時 期	項 目
平成22年 7月12日	公募開始 (県HP・電子メール等で事業者等へ周知) 選定基準等の通知(県長寿社会課→東部圏域市町)
平成22年 8月末〆切	事業計画協議書の提出(事業者→東部圏域市町)
平成22年 9月14日〆切	意見書等の提出(東部圏域市町→県東部総合事務所)
平成22年 9月28日〆切	意見書等の提出(県東部総合事務所→県長寿社会課)
平成22年 10月中下旬	鳥取県社会福祉審議会で審議、公表

## 圏域型特別養護老人ホーム施設整備選定基準

### 1 目的

特別養護老人ホームの施設整備の選定の透明性、公平性を高めるための基準を定める。

### 2 選定方法

#### (1) 選定対象施設

県東部圏域において、市町村を通じ、県に協議のあった整備要望の内、次の条件を満たしたものについて、施設整備の選定対象施設とする。

項 目	具 体 的 取 扱 い
1 広域調整	県の介護保険事業支援計画及び老人福祉計画におけるサービス基盤の必要量（以下「県目標数」という。）と整合が図られていること。
(1) 市町村内の調整	①市町村の介護保険事業計画及び老人福祉計画（以下「市町村計画」という。）と整合が図られていること。 ②近隣住民の理解が得られていること。 （施設予定地の隣接土地所有者、施設予定地の属する自治会長） ③建設予定地の属する市町村長の意見があること。 （複数要望がある場合には、優先順位を付すこと。）
(2) 地域間の調整	・施設定員総数は、郡市単位を基に個々の整備の必要性を検討すること。
2 事業計画の適格性	①国の設備及び運営に関する基準に適合していること。 ②用地の確保が確実であること。 ③土地利用制限に抵触しないこと。 （開発許可、農地転用許可等が必要なものについて事前協議を行っていること、文化財保護保全指定区域の場合の調査・事前協議が行われていることなど） ④取付道路、上下水道関係の調整が行われていること。
3 事業実施・運営能力	①資金計画（償還計画）が適正であること。 ②県補助金の申請と他の補助金との重複がないこと。 ③設置主体の法人役員等が資格基準を備えており、また、福祉に対する理念、施設運営方針が明確であること。 ④設置主体の法人が法令を順守していること。 （過去3年以内に行政処分を受けている場合、又は過去3年以内に行政指導を受けており、改善されていない場合は選定対象外。） ⑤老人福祉法の認可及び介護保険法の指定の見込みがあること。 ⑥設置主体の法人は県内に主たる事務所を置く、又は置こうとする法人であること。新設法人の場合には、認可要件の見込みがあること。

#### (2) 県の優先順位の考え方

選定対象施設のうち、次の要件を勘案して選定する。

項 目	具 体 的 取 扱 い
1 計画に対する整備率、均衡のとれた整備	①整備要望に対する市町村の考え方 ②県目標数、市町村計画と整合が図られていること。 ③設置しようとする施設の利用予定人員が、その市町村の市町村計画上の当該目標数を上回る場合（県目標数を上回る場合は除く。）には、建設予定地市町村長の意見書の他に、上回る人員について、県目標数が定められた圏域内の各市町村及び圏域外であっても隣接する市町村の調整が図られていること。 ④整備の遅れている地域を優先
2 待機者等からみた整備緊急度	・待機者の多い地域を優先 （どうしても人口数から市部の待機者は多いため、待機者数の推移だけでなく待機期間、高齢者人口に対する割合を考慮）
3 施設の独自性	①全室ユニット型個室の整備を評価 ②在宅サービス事業を新たに併設する整備を評価 ③在宅支援のための地位づけが明確な地域であり、保健医療サービスや在宅サービスとの連携により在宅介護への支援が期待できる整備を評価 ④地域との交流を図る整備を評価 ⑤入所者処遇の向上に向けて特徴のある施設整備を評価
4 その他	・既存特別養護老人ホームの経営効率の改善が期待できる整備について評価

### 3 適用

平成22年度において適用する。

## 第2回「子育て王国とっとり実現プロジェクトチーム」会議の開催について

平成22年7月21日

子育て支援総室

平成22年3月に策定した「子育て王国とっとりプラン」の推進に向けた今年度の取組を確認するとともに、関係各課による意見交換を行い、全庁的な協力体制を確認しました。

### 1 開催日時

平成22年6月23日（水） 午後2時から午後3時まで

### 2 出席者

副知事（PT長）、福祉保健部長（副PT長）、次の所属の職員（10名）

県政推進課、青少年・文教課、男女共同参画推進課、地域づくり支援局協働連携推進課、子育て支援総室、健康政策課、雇用人材総室（労働政策室）、教育総務課、小中学校課、家庭・地域教育課 ※行財政改革局人事企画課は欠席

### 3 主な議論

#### (1) 子育て王国とっとりプランの推進に向けた本年度の取組について

事務局がとりまとめた資料に基づき、今年度の主な事業を確認し、意見交換。

##### ア バリアフリー化

乳幼児を連れた家族が外出しやすい環境づくりを促進する「家族でお出かけ応援事業」については、非常に好評で当初予算の枠を執行済。他の予算からの流用により当面对応するが、9月補正予算での増額を予定。

##### イ 芝生化

- ・保育所、幼稚園は進んでいるが、小学校があまり進んでいない。
- ・校庭を全面芝生化すると野球のクラブ活動に支障が出るとか、保育所等と比較して保護者と学校の関係が希薄なため芝生の維持管理が困難といった理由がある。

##### ウ 認定こども園

鳥取、米子、倉吉で来年度以降、認定こども園の設立を予定している園が複数あり。

##### エ 不登校・ひきこもり

- ・4月から施行された子ども・若者支援推進法について、近々示される国の指針も踏まえ、県としてどのように対策を推進していくのか検討する必要がある。
- ・学校を卒業した者、中退者については、実態を把握しづらい面がある。
- ・ひきこもり対策は対象者が子どもから大人まで年齢層が幅広いので、福祉・教育等関係部局の協力が大切。

#### (2) 子育て王国とっとり建国運動

- ・9月23日開催予定の子育て王国とっとり建国記念イベントは、人が集まるしかけが必要。
- ・県川柳作家協会に川柳コンテストのPRについて協力してもらったらよい。

### 4 今後の予定

子育て王国とっとり建国運動（建国記念イベント等）の内容がある程度固まった段階（8月上旬）に第3回会議を開催予定。

## 児童相談所のあり方検討にかかる有識者会議の開催について

平成22年7月21日

子育て支援総室

平成21年度より児童相談所職員が検討・議論している児童相談所のあり方検討の内容(別添)について、このたび外部の視点で点検するため有識者会議を設定し、意見をいただきましたので報告します。

1 有識者会議の開催日 平成22年7月9日(金)

2 有識者会議の構成メンバー

職業	氏名	分野
西南学院大学人間科学部准教授	安部計彦	児童相談、一時保護所
鳥取大学医学部教授	菊池義人	児童心理
因伯子供学園園長	石亀政道	民間児童入所施設
米子市立後藤ヶ丘中学校校長	栢木隆志	関係機関(学校)
境港市子育て支援課課長補佐	渡辺典子	関係機関(市町村)
鳥取県各児童相談所長、子育て支援総室	5名	

計10名

3 児童相談所職員による検討状況

(1) H21年度からの検討状況

一時保護所のみならず、業務執行方法、職員人材の使い方など、ハード・ソフト両面で検討中。

<主な検討状況>

分野	今後のあり方要点	具体方法の例
①相談業務	受付処理体制の整備	相談初期振り分け担当者の設置
②判定指導業務	心理診断・心理療法の整備	虐待初期対応時からの児童心理司の関与
③一時保護業務	保護中児童の支援	学習支援の充実、援助指針の作成
※上記①～③とも、老朽化・狭小化に伴うハード面整備		
④関係機関連携	連携強化	連絡会・ケース検討会・実務者会議の開催
⑤専門性確保	人材育成と研修強化	中堅職員によるスーパーバイズ体制の確立と研修の体系化
⑥組織整備	組織定数	業務整理、職種・定数の整理



## (2) 今後の検討課題

- ・一時保護所の定員の設定
- ・改築場所の選考
- ・各部屋に求められる機能の設定

## 4 有識者会議の主な意見

### 〈児童支援の方策〉

- ・子どもへの支援は親を支援することでもある。子育て支援の観点から家族全体を支える役割を明記すべき。
- ・乳幼児は所内保護より委託保護の方が良い。(緊急対応の面でも人的・設備的な面でも民間施設の方が整っている)
- ・処遇困難児童の対処プログラムが必要。
- ・一時保護所を使って短期入所生活指導を積極的にやることとした方が良い。

### 〈施設整備〉

- ・安心して相談でき、預けても安心と思えるようなハード面の整備が望まれる。
- ・一時保護所は各児童相談所への併設が望まれる。

### 〈市町村との連携〉

- ・法律では一般的な児童相談は市町村が対応することになっているが、市町村によってはなお力量(専門性)が無いことがある。

### 〈民間施設との連携〉

- ・民間児童福祉施設に委託する前に、当該児童のアセスメントをきちんとしていただきたい。
- ・児童相談所心理司と民間施設心理担当職員との定期的連絡会議が必要。

## 5 今後の予定

- ・このたびの有識者会議でいただいた意見などをもとにさらに検討を行い、老朽化が進んでいる倉吉・米子児童相談所の整備につないでいく。
- ・関係機関(市町村・医療機関など)にも意見照会し、今後のあり方に反映する。

児童相談所のあり方検討結果体系図

区分	重点目標	今後の方向性
1 相談業務	<p>(1)相談受付体制の整備</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑な相談に迅速に対応するために、相談初期段階での振り分け作業が必要。</li> <li>・児童相談所は警備員の配置がなく、休日・夜間の電話受付は通報者が直接公用携帯にかけ直すため、通報者にとって不便。</li> </ul> <p>(2)法的対応の充実</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法的な判断を伴う事例の増加に対し、現行の弁護士への法律相談事業では緊急な事例に対応しきれない。</li> </ul> <p>(3)相談環境の整備</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部から騒音、隣室の声や音が聞こえ、検査や面接の集中を妨げることがある。</li> <li>・児童相談所と米子児童相談所はユニバーサルデザインとなっていないため、乳幼児同伴の相談者対応や車椅子等利用者の来所・所内移動に支障。</li> </ul> <p>(4)業務システムの充実</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中堅職員によるスーパーバイズ(教育訓練)の位置付けが曖昧。</li> <li>・倉吉の児童虐待対応班職員が固定化の傾向。</li> <li>・最近の法改正等を反映した業務マニュアルがない。</li> </ul>	<p>①インテークワーク(相談初期振り分け担当者)の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主幹やニーズを整理し、初期段階の相談振り分けを実施する。</li> <li>・地域の社会資源、他法・他施策に精通した中堅職員(副主幹)を充てる。</li> </ul> <p>②休日夜間の受付体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉吉児童相談所における休日・夜間の虐待通告等に対する受付体制を整備する。</li> </ul> <p>①囑託(協定)弁護士の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待対応等において法的な判断をスムーズに行うための囑託(協定)弁護士を確保する。</li> <li>②性的虐待の場合の心のケアを引き継ぎ実施する。</li> <li>・性的虐待相談への面接手法を研究する。</li> </ul> <p>①施設・設備の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの騒音や隣室の声が聞こえない相談室を整備する。</li> <li>②乳幼児同伴者及び身体障害児(者)が来所しやすしい設備対応</li> <li>・身体障害児(者)等にやさしいユニバーサルデザインの施設設備を行う。</li> </ul> <p>①スーパーバイズ体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助活動に熟練した児童福祉司(副主幹)をスーパーバイザーとして位置づける。</li> <li>・内部の職員又は外部の専門家によるスーパーバイジョンを受ける機会を設定する。</li> </ul> <p>②虐待事例に関する対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉吉の児童虐待対応班編成を柔軟にするため、職員男女比や通勤圏を見直す。</li> <li>・虐待ケースの状況の悪化をフォローするため、すべての在宅の虐待ケースについて、定期的(3ヶ月毎)に会議で検討する仕組みを構築する。(市町村とのすり合わせ)</li> <li>・「データベース化」によるケース管理の徹底を行う。</li> </ul> <p>③児童相談対応マニュアルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年数の経過した児童相談所事務提議を改訂する。</li> </ul>
2 判定・指導業務	<p>(1)心理診断の充実(心理学的な視点での見立て)</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被虐待児の心理診断で虐待の程度を推し量る一定の基準がない。</li> <li>・療育手帳等判定業務は判定部門の重要な業務だが、かなりの時間を要している。</li> </ul> <p>(2)心理療法の充実(カウンセリング等)</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問等 被虐待児と関わる初期段階では児童福祉司による関与。</li> <li>・被虐待児が長じて虐待者となる連鎖が存在。</li> <li>・被虐待児とその親への心理療法には高度な技術が必要、個人の資質向上のみならず、組織的な対応が必要。</li> </ul> <p>(3)心理診断・心理療法運営の整備</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部から騒音、隣室の声や音が聞こえ、検査や面接の集中を妨げることがある。</li> <li>・幼児用や身体障害者に合わせた部屋が整備されていない。</li> <li>・性的虐待等に対応する司法面接対応の設備(マジックミラー、録音・録画)がない。</li> <li>・子どもの特性や年齢・心理状態に合わせた複数のバリエーションの部屋が心理療法に必要だが整備されていない。</li> </ul>	<p>①心理診断ガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被虐待児の心理診断ガイドラインを作成する。</li> </ul> <p>②療育手帳判定業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳再判定期間の変更(2年→2～6年)を行い、件数削減による効率化を図り、ニーズの高い虐待対応に重点化。</li> </ul> <p>③心理的ケアの充実(家庭復帰に向けた親子関係改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所心理司と民間施設心理司等との定期的連絡会議を実施する。</li> </ul> <p>①虐待初期対応時における児童心理司の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問等、被虐待児と関わる初期段階から児童心理司が診断面接を行い、児童福祉司とのチームアプローチを導入する。</li> </ul> <p>②心理療法の質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の確保と人材育成のための研修を行う。</li> <li>・療法技術を習得するための研修を行う。</li> <li>・外部のスーパーバイザーとして、精神科医や臨床心理士など高度な知識を持つ専門家を確保する。</li> <li>・被虐待児と保護者に対し、虐待の連鎖を断ち切る観点で心理療法(アプローチ)ができるよう研究する。</li> </ul> <p>①施設・設備の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの騒音や隣室の声が聞こえない判定室を整備する。</li> <li>・幼児・被虐待児・養護児童の検査や観察ができる判定室を整備する。</li> <li>・身体障害者に対応できる判定室を整備する。</li> <li>・司法面接に対応できる部屋を整備する。</li> </ul>

(1) 所内一時保護の充実

【現状・課題】

- ・倉吉・米子は狭小なスペースのため、一室を多目的に使用しており、児童がストレスを受けやすく、適切な行動観察ができない。
- ・長期一時保護の入通所児童にかかる学習支援の向上が望まれる。
- ・一時保護所の利用は要保護児童の行動観察が主となっており基礎生活学習改善指導にはあまり使用していない。
- ・米子は給食に栄養士の関与が望まれる。食料確認・メニュー提示・児童要望の汲み取りが不十分。
- ・一時保護終了後、心理療法的な短期入通所ができる職員連携体制とスペースが不十分。

① 行動観察の充実

- ・適切な行動観察のため、食堂、学習室、居間の個別化と体育室の確保を行う。
- ・行動観察上、所外活動が有効なため、他部門の職員の応援を得ながら実施する。
- ② 教育の保障
- ・長期一時保護児童にかかると在籍校教員と学習意欲等の意見交換を定期的に行う。
- ・学習プログラム(教員OBや大学生)による支援を導入する。
- ③ 短期入通所指導の充実
- ・不規則な生活習慣・問題行動の改善に向けて一時保護所を活用して指導支援する。
- ④ 給食提供体制の充実
- ・委託業者(調理員・栄養士等)と給食会議を定期的に開催し、福祉保健局(栄養士)の助言を受ける。
- ・一時保護児童のメニュー要望が反映できるよう委託業者に情報提供する。
- ⑤ 指導・支援の充実
- ・児童福祉司・児童心理司による心理療法的な短期入通所指導のための連携体制とスペースを確保する。
- ・一時保護中や退所(帰宅)後の支援メニューやプログラム(生活リズムの確保、食育指導の実施等)を保護者へ提供する。

3 一時保護業務

(2) 委託一時保護の充実

【現状・課題】

- ・委託一時保護に係る援助指針・自立支援計画を児相・保護者・学校・施設・里親と共有する機会が少ない。

① 児童相談所は援助指針を、施設は自立支援計画を早期に作成するよう努める。

(3) 一時保護環境の整備

【現状・課題】

- ・倉吉・米子は、居室・設備の改善の必要性が高い。特に居室は構造が古く、入所児童が就寝時に不安を感じる人が多い。
- ・児相とともに、被虐待や非行など事情の異なる児童の同時処遇となっており、居室の個室化が必要。

- ① 倉吉・米子は、施設改善・設備改善を行う
- ・学習室・静養室・遊戯室・食堂・夜間指導員室の個別化。
- ・体育室・面接室・家庭療法室・待合室・行動観察室・和室等の設置。
- ② 障害児を受け入れるためユニバーサルデザインの施設・設備の整備
- ③ 所内一時保護所の定員の見直し

(1) 関係機関との情報交換推進

【現状・課題】

- ・児童養護施設等関係機関連絡会による相互理解と情報提供体制の維持が有効。

- ① 関係機関との定例連絡会の開催
- ・児童相談所に係る関係機関のまともなコーディネイト役として、市町村、教育委員会(学校)、警察、家庭裁判所、医療機関等の連絡会を引き続き開催する。
- ② 発達障害支援体制における役割明示
- ・発達障害支援体制における児童相談所の役割を明確にする。

4 関係機関との連携

(2) 児童福祉施設・里親との連携強化

【現状・課題】

- ・施設及び里親から、「児童相談所職員による入所(委託)児童・施設職員との面接の機会をもっと増やして欲しい」との要望が強い。
- ・里親委託児童に係る援助指針及び自立支援計画が策定されていない。

- ① 各機関で構成する個別ケース検討会の随時実施や児童面接の機会増加に努める。
- ② 施設内虐待防止のため児童養護施設職員研修・施設監査を引き続き実施する。
- ③ 里親委託児童に係る援助指針及び自立支援計画を策定する。

(3) 市町村との連携強化及び役割分担の明確化

【現状・課題】

- ・市町村が担うべき比較的容易な相談を児童相談所が処理するケースがある。
- ・市町村は専門職員が不足しており児童相談所のバックアップが不可欠。

- ① 全市町村との業務者会議を定例化する。
- ・3ヶ月毎にケースのすり合わせを行い、状況確認・ケース担当機関の特定と役割分担を明確化する。
- ・児童相談所が困難事例に対応するとともに、軽易な事例に市町村が対応できるようバックアップ(指導・助言)する。
- ② 市町村・学校・医療機関をコーディネイトする。
- ・他機関に対するマネージメント、スーパーバイズ、バックアップする役割を担う。

区分	重点目標	今後の方針・方向性
5 専門性	<p>(1)人材育成の充実 【現状・課題】 ・相談内容が幅広いため、高い専門性と対人業務としての総合力が要求される。 ・教員の副主幹配置は、児童福祉司の教育分野におけるスーパーバイズや教育機関等との連携に大いに成果。</p> <p>(2)研修体制の充実 【現状・課題】 ・事例検討会、県内外研修に参加。</p>	<p>①スーパーバイズ体制の確立 ・上席の児童福祉司や児童心理司による教育・訓練・指導の機能を強化する。 ・熟練スーパーバイザー及び中堅児童福祉司・児童心理司を育成する。 ・引き続き教員を配置する。</p> <p>①研修体制の確立 ・基本的なアセスメント・子どもの発達理解、ケース会議における対処スキル訓練、組織内研修のスーパーバイザー体制、事例検討会などの各種研修を体系化する。 ②専門研修の充実 ・児童相談所職員及び市町村職員の専門研修を継続的に実施する。</p>
6 組織	<p>(1)職員定数の見直し 【現状・課題】 ・福祉相談センターと米子児童相談所は管内人口や相談件数がほぼ同数だが、組織定数が異なる。 ・心理療法師士の人事配置は倉吉児童相談所のみ。(中央・米子は定数はあるが人事配置がない)</p> <p>(2)業務分掌の見直し 【現状・課題】 ・関係機関連絡会、事例検討会、機関職員研修など、連絡・研修が多い。研修・企画等の業務を担当する職員が必要。</p> <p>(3)人事異動の配慮 【現状・課題】 ・スーパーバイズ体制や機動力の観点から、児童福祉司の年齢構成・通勤形態にバランスのとれた職員配置が必要。</p>	<p>①定数の増員 ・米子児童相談所の判定保護課を判定課と一時保護課に分割し、それぞれに課長をおく。併せて、同所の一時保護課児童指導員を増員する。 ②心理療法師士の配置 ・中央・米子にも心理療法師士を人事配置する。</p> <p>①研修・企画担当の配置 ・研修・企画等の業務を担当する職員を中央児童相(社会福祉主事)に配置する。 ・米子・倉吉は副主幹(児童福祉司)に研修・企画担当の業務分掌を位置付ける。</p> <p>①バランスのとれた職員配置 ・新任児童福祉司、中堅児童福祉司及び副主幹の経験年数、男女比、通勤圏等を考慮したバランスのとれた職員配置を行う。</p>

### 3 府県共同公立豊岡病院ドクターヘリの運航状況

平成22年7月21日  
医療政策課

3府県（兵庫県、京都府、鳥取県）共同によるドクターヘリの就航（4月17日）から7月11日（日）までの間の運航状況を取りまとめました。

#### 1 概況

この間の出動回数は合計213回（出動後のキャンセル25回含む）で、1日平均2.5件（当初予測は年間230回程度）の運航となっています。

#### 2 出動要請回数

兵庫県	145件	(68.1%)	
京都府	58件	(27.2%)	
鳥取県	10件	(4.7%)	… 現場救急8件（うちキャンセル3件） 病院間搬送2件
計	213件	(100.0%)	

#### ※県内出動要請の内訳

東部消防局	6件（うちキャンセル1件）
中部消防局	1件（うちキャンセル1件）
西部消防局	1件（うちキャンセル1件）
医療機関	2件

※兵庫県内の消防本部が出動要請した事案のうち、9件が県立中央病院に搬送。

#### 3 現場救急の例

転落事故、交通事故による負傷、機械による手指切断、林業作業中の負傷等

#### 4 費用負担

各府県負担額は、利用実績に応じて変動する仕組みを取っており、今年度の負担額は当初予算額を大きく下回る見込み。

	<当初予算>	<実績見込>
通常分	13,730千円	5,013千円
中・西部割増分	6,000千円	⇒ α千円 (400千円/回)
計	19,730千円	5,013+α千円

#### 公立豊岡病院ドクターヘリの運航体制

委託会社 学校法人ヒラタ学園

運航時間 8:30～18:00（日没30分前まで）

運航範囲 兵庫県北部、京都府北部、鳥取県

機体定員 定員6名

（患者1名、医師1～2名、看護師1名、操縦士1名、整備士1名）

# 市町村国保の広域化等支援方針の策定について

平成22年7月21日  
医療指導課

## 1 策定の法的位置づけ

○国民健康保険法第68条の2第1項（平成22年5月国保法の一部改正）

（市町村国保の都道府県単位化を進めるための環境整備として、都道府県の判断により、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針（以下「広域化等支援方針」という。）を定めることができる。

## 2 広域化等支援方針の主な内容（国の「広域化等支援方針策定要領」に基づく）

○全ての項目を平成22年度中に策定する必要はなく、当面取り組むべきものを中心に定める。

### (1) 基本的事項

・方針策定の目的、根拠規定、策定年月日、対象期間など

### (2) 国保の現況及び将来の見通し

・県内被保険者の年齢構成・所得分布、医療費の動向、保険料の格差、財政収支、収納率等の現況及び将来の見通しなど

### (3) 県が果たすべき役割

・事業運営の広域化の調整、財政運営の広域化の企画立案、県内の標準設定など

### (4) 具体的施策

<p>①事業運営の広域化等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保険者事務の共通化</li><li>・医療費適正化策の(共同)実施</li><li>・収納対策の(共同)実施</li><li>・広域的な保健事業の実施など</li></ul>	<p>②財政運営の広域化等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保険財政共同安定化事業の拡充</li><li>・県調整交付金の活用</li><li>・広域化等支援基金の活用など</li></ul>	<p>③県内の標準設定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保険者規模別の収納率目標</li><li>・赤字解消の目標年次</li><li>・標準的な保険料算定式</li><li>・標準的な応益割合など</li></ul>
--	---	--

### (5) 具体的施策実施のために必要な市町村相互間の連絡調整

・連携会議の開催、作業部会の開催など

## 3 広域化等支援方針策定に向けた国の促進策

### (1) 国普通調整交付金の減額措置の適用除外

各年度の9月末（平成22年度に限り12月末）までに、広域化等支援方針にア及びイの内容を定めた場合、現行の減額措置が適用されない。

ア 保険者規模別の収納率目標

イ 上記の収納率目標達成のための県の取組み

### (2) 広域化等支援基金の活用

広域化等支援方針の策定のための調査・研究に必要な経費及び広域化等支援方針に定める事業に必要な経費に充てるため、基金を取り崩すことができる。

## 4 広域化等支援方針の策定スケジュール（予定）

### (1) 市町村国保広域化等連携会議の開催（平成22年7月22日に第1回開催予定）

構成：県、市町村、国民健康保険団体連合会等

### (2) 中間取りまとめ案の作成（平成22年10月頃）

### (3) 市町村への意見聴取（法第68条の2第4項に基づく）

### (4) 策定・公表（平成22年12月）

# がん検診受診率向上シンポジウムの開催について

平成22年7月21日  
健康政策課

がん予防のための日々の健康管理及びがん早期発見のためのがん検診の重要性について広く県民に知っていただくため、昨年11月に本県のがん対策の推進に係る協定書を締結した民間保険会社アフラックと連携し、一般県民を対象としたシンポジウムを開催します。

また、先月末に鳥取県がん対策推進条例が公布されたことから、あわせて条例について広く周知を図ります。

## 1 開催日時

平成22年7月31日(土)13:30～16:00まで

## 2 場所

米子コンベンション 国際会議室(米子市末広町294)

## 3 内容

がん検診受診率向上シンポジウム ～ポジティブライフとヘルスチェック～

ア(開催挨拶)鳥取県知事 平井伸治

イ(講演1)健康管理とがん検診 土屋了介氏

(財団法人癌研究会顧問、前国立がんセンター中央病院長)

ウ(講演2)ポジティブライフとヘルスチェック ～明るく前向きな人生のために～

谷川真理氏(マラソンランナー)

エ(クロストーク)がん検診Q&A

谷川真理氏、土屋了介氏、藤井秀樹(県福祉保健部医療政策監)

## 4 入場料

無料

## 5 詳細

別添リーフレットのとおり

## 4 その他

がんパネル展を開催

## 5 参考(がん検診受診率向上に向けた県の今後の取組)

○9月7日 第38回鳥取県がん制圧大会(米子コンベンション)

○9月20日 健康づくり文化創造・がんを知る県民フォーラム(とりぎん文化会館)

○その他、「県政だより9月号」、新聞折込チラシ等